

2025 年 6 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社ヒット
代 表 者 名 代表取締役社長 深井 英樹
(コード番号：378A グロース市場)
問 合 せ 先 取締役経営企画本部長 勝山 宏哉
(TEL 03-3543-7771)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 6 月 2 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 670,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(2025 年 6 月 17 日開催予定の取締役会で決定する。)
- (3) 払 込 期 日 2025 年 7 月 3 日(木曜日)
- (4) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、2025 年 6 月 26 日に決定される予定の引受価額を基礎と
資本準備金に関する事項 して、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、株式会社 SBI 証券を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。ただし、発行価格と同時に決定する引受価額が払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025 年 6 月 26 日に決定する。)
- (7) 申 込 期 間 2025 年 6 月 27 日(金曜日) から
2025 年 7 月 2 日(水曜日) まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 7 月 4 日(金曜日)
- (10) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。

.....
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
.....

- (11) 払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 京橋支店
- (12) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引取人の買取引受による株式売出しの件

- | | | | |
|-----|------------|-------------------------|-----------|
| (1) | 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 950,000 株 |
| (2) | 売出人及び売出株式数 | Anthony Road, Singapore | |
| | | 松丸 敦之 | 650,000 株 |
| | | 千葉県我孫子市 | |
| | | 深井 英樹 | 116,000 株 |
| | | 東京都世田谷区 | |
| | | 松丸 さつき | 100,000 株 |
| | | 東京都杉並区 | |
| | | 安田 仁裕 | 30,000 株 |
| | | 東京都杉並区 | |
| | | 勝山 宏哉 | 16,000 株 |
| | | 東京都中央区 | |
| | | 江口 雄一 | 11,000 株 |
| | | 東京都中央区 | |
| | | 曾我 正史 | 11,000 株 |
| | | 神奈川県横浜市神奈川区 | |
| | | 高橋 徹 | 7,000 株 |
| | | 埼玉県新座市 | |
| | | 大岩 義典 | 5,000 株 |
| | | 神奈川県横浜市青葉区 | |
| | | 川野 毅 | 4,000 株 |

.....
 ・ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」
 ・（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
 ・.....

- | | | |
|------|---|---|
| (3) | 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しとし、株式会社ＳＢＩ証券、みずほ証券株式会社、岡三証券株式会社、松井証券株式会社、東洋証券株式会社及びマネックス証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる |
| (4) | 売 出 価 格 | 未定（上記１．における発行価格と同一とする。） |
| (5) | 申 込 期 間 | 上記１．における申込期間と同一とする。 |
| (6) | 申 込 株 数 単 位 | 上記１．における申込株数単位と同一とする。 |
| (7) | 株 式 受 渡 期 日 | 上記１．における株式受渡期日と同一とする。 |
| (8) | 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記１．における募集株式の引受価額と同一とする。 |
| (9) | その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。 | |
| (10) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記１．の公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | |

- | | | | |
|-----|--|---------------------------|--------------------------------------|
| (1) | 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 243,000 株（上限） |
| (2) | 売出人及び売出株式数 | 売出人 | 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
株式会社 S B I 証券 |
| | | 売出株式数 | 当社普通株式 243,000 株（上限） |
| | （オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2025 年 6 月 26 日に決定される。） | | |
| (3) | 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しとする。 | |
| (4) | 売 出 価 格 | 未定（上記 1. における発行価格と同一とする。） | |
| (5) | 申 込 期 間 | 上記 1. における申込期間と同一とする。 | |
| (6) | 申 込 株 数 単 位 | 上記 1. における申込株数単位と同一とする。 | |
| (7) | 株 式 受 渡 期 日 | 上記 1. における株式受渡期日と同一とする。 | |
| (8) | その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。 | | |
| (9) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 243,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記 1. における払込金額と同一とする。）
- (3) 割 当 価 格 未定（上記 1. における引受価額と同一とする。）

- (4) 払 込 期 日 2025 年 8 月 6 日 (水曜日)
- (5) 増 加 する 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 に 関 する 事 項 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 株式会社 S B I 証券 243,000 株
なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。
- (7) 払 込 取 扱 場 所 株式会三菱UFJ 銀行 京橋支店
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 募集株式の払込金額及びその他本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は今後開催予定の取締役会において決定し、その他本募集株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記3. のオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本第三者割当による新株式発行も中止する。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの件

- (1) 募 集 株 式 数 当社普通株式 670,000 株
- (2) 売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 950,000株
② オーバーアロットメントによる売出し(*)
当社普通株式 243,000株 (上限)
- (3) 需 要 の 申 告 期 間 2025 年 6 月 19 日 (木曜日) から
2025 年 6 月 25 日 (水曜日) まで
- (4) 価 格 決 定 日 2025 年 6 月 26 日 (木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、需要状況、相場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で決定する。)
- (5) 申 込 期 間 2025 年 6 月 27 日 (金曜日) から
2025 年 7 月 2 日 (水曜日) まで
- (6) 受 渡 期 日 2025 年 7 月 4 日 (金曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、株式会社 S B I 証券が 243,000 株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社 S B I 証券が当社株主である松丸敦之 (以下、「貸株人」という。) より借入れる株式であります。

.....
 ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

これに関連して、株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、2025年8月1日行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2025年6月2日開催の当社取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とし、払込期日を2025年8月6日とする当社普通株式243,000株の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っています。株式会社SBI証券は、貸株人から借受けた株式を、グリーンシュエーションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

株式会社SBI証券は、上場日（2025年7月4日）から2025年8月1日までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、株式会社SBI証券は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券は、シンジケートカバー取引を全く行わないか、若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	5,560,000株
公募増資による増加株式数	670,000株
公募増資後の発行済株式総数	6,230,000株
第三者割当増資による増加株式数	243,000株
第三者割当増資後の発行済み株式総数	6,473,000株

（注）第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記「4. 第三者割当増資による募集株式発行の件」の募集株式の全株に対し、株式会社SBI証券からグリーンシュエーションの行使通知があり、発行がなされた場合の数値です。

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 855,452 千円及び本第三者割当増資における手取概算額上限 319,690 千円を合わせた手取概算額上限 1,175,142 千円については、大型デジタル媒体設備投資に充当する予定であります。

具体的な内容は以下の通りであります。

.....
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
.....

当社は、好立地かつ大型な広告媒体開発や、特定エリアでの同時多面展開が可能な広告面のセット商品の開発に努めることで、高い利益率を維持しつつ事業を拡大してまいりました。今後、東京都内の繁華街でのさらなる拡大に加えて、大阪・名古屋・福岡等の主要都市にも拡大し、早期に投資回収が実現可能な価値ある媒体の開発を積極的に進めていく予定であり、また既存デジタル媒体の老朽化にともなうリプレイス工事を控えていることから、大型デジタル媒体設備投資資金として、2028年6月期までに1,175,142千円を充当する予定であります。

なお、媒体設備投資にあたっては、常に媒体設置候補の開発を行っておりますが、現時点で未確定の設備投資案件を含んでいることから、未充当額が生じた場合、事業拡大のための増加運転資金、営業人員等の増加人件費、借入金の返済資金に充当する予定です。また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,430円）を基礎として算出した見込み額であります。

.....
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」
（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
.....

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策の一つと考えており、企業価値を最大化するための中長期的な取組みや事業拡大に必要な内部留保とのバランスを勘案し、継続的かつ安定的な株主還元を実施していくことを基本方針としております。

剰余金の配当を行う場合、年1回、期末に配当を行うことを基本方針としており、その他年1回、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への資金として有効に活用していくこととしております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は毎年配当を計画しておりますが、将来的には一層の事業拡大を目指すことが株主に対する利益還元につながるのと考えから内部留保の充実を図る等、配当政策の方針転換を行う場合があります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△1,400.34円 (△7.00円)	134.24円	166.41円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	1,000.00円 (5円) (1円)	2,600.00円 (13円) (1円)	3,500.00円 (17.5円) (1円)
実績配当性向	—	9.7%	10.5%
自己資本当期純利益率	—	55.9%	43.6%

(注)

- 1株あたり当期純利益又は1株あたり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
- 1株当たり中間配当額については、中間配当を実施していないため記載しておりません。
- 2022年6月期の自己資本当期純利益率及び実績配当性向については当期純損失のため記載しておりません。
- 当社は、2025年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。2023年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
- 当社は、2025年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について』(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2022年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を括弧内に記載しております。

なお、2022年6月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けておりません。

.....
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
.....

5. ロックアップについて

上記1. の公募による募集株式発行並びに上記2. の引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である松丸敦之、売出人である、深井英樹、松丸さつき、安田仁裕、勝山宏哉、江口雄一、曾我正史、高橋徹、大岩義典、川野毅、並びに当社株主である株式会社ボンド・ホールディングス及び当社グループの従業員1名は、株式会社SBI証券（以下、「主幹事会社」という。）に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2025年12月30日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025年6月2日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認ください。

（注）上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

.....
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
.....